平成29年第2回江北町議会(定例会)会議録															
招集年月日	3 集 年 月 日 平成29年3月7日														
招集場所	江 北 町 議 場														
開散会日時 及び宣言	開議閉会	29年3月1					F後 1 時30分 F後 2 時18分			議;	長	西原	好	文	
応 (不応) 招議 員及び出席並び	議席番号		氏	名		出	力	議席番号		氏		名		土	大
に欠席議員	1	金	丸	祐	樹	(\circ	6	三	苫	•	紀	美子	(\circ
出席 10名 欠席 0名	2	渕 .	Ŀ	正	昭	(\supset	7	吉	尚		隆	幸	(\bigcirc
〇 出席	3	田	中	宏	之	(\supset	8	土	渕		茂	勝	(\bigcirc
× 欠席 △ 不応招	4	井 .	Ŀ	敏	文	(\supset	9	池	田		和	幸	(\bigcirc
▲ 公務出張	5	坂	井	正	隆	(\supset	10	西	原		好	文	(\bigcirc
会議録署名議員	4番 井.		上敏文		5	番 坂		井正隆		6	番	三 苫;		紀美子	
	町	長	山	田	恭	輔	0	町民	課 長	,	相	島	千代	治	0
地方自治法	副町	「 長	Щ	中	秀	夫	0	環境	課 長	;	坂	井	武	司	\circ
第121条により	教育	· 長	赤	坂		章	0	産業	課 長		百	武	_	治	0
説明のため出席	総務	課 長	田	中	盛	方	0	こども教	育課長	:	平	Ш	智	敏	\circ
した者の職氏名	建設課長		谷口			学	0	会計	室 長	ì	溝口		進	洋	0
	福祉	課長	山	中	晴	巳	0	政策	課 長		Щ	下	栄	子	0
職務のため議場に出席	議会事	務局長	三	溝	秀	行				1					•
した者の職氏名	書	記	永	尾	史	子									
議事日程	別紙のとおり														
会議に付した事件	別紙のとおり														
会議の経過	別紙のとおり														

議事日程表

▽平成29年3月17日

T 10, 23 + 3 .	Л 1 / Ц	
日程第1	委員長報告	
日程第2	議案第2号	江北町犯罪被害者等支援条例
日程第3	議案第3号	江北町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第4号	江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
		条例
日程第5	議案第5号	江北町税条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第6号	江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第7号	江北町子育て支援条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第8号	江北町相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
日程第9	議案第9号	土地の取得について
日程第10	議案第10号	平成28年度江北町一般会計補正予算(第8号)
日程第11	議案第11号	平成28年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補
		正予算(第1号)
日程第12	議案第12号	平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第13	議案第13号	平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第14号	平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
日程第15	議案第15号	平成29年度江北町一般会計予算
日程第16	議案第16号	平成29年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予
		算
日程第17	議案第17号	平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
日程第18	議案第18号	平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第19号	平成29年度江北町水道事業特別会計予算
日程第20	議案第20号	平成29年度江北町下水道事業特別会計予算
日程第21	議案第21号	教育長の任命について
日程第22	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について

日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

午後1時30分 開議

〇西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第2回江北町議会定例会会期11 日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会期日程に入ります前に、先日の総括審議の折、坂井議員より江北町子育で支援条例の一部を改正する条例に関する審議の中での質問及び井上議員より予算特別委員会の折、 江北クリーンセンター流量調整槽設置工事に関する質問について、担当課より報告があるということですので、お願いいたします。

まず、平川こども教育課長より報告を求めます。平川こども教育課長。

〇こども教育課長(平川智敏)

それでは、3月9日の総括審議の折に、坂井議員から給食費無料化に係る助成金が所得と みなされて課税対象になるのではないかというような御質問をいただきましたけれども、こ れを受けまして、町としても該当する所得を調べる一方で、一応武雄税務署のほうに電話連 絡をいたしまして、翌3月10日には関係資料を持って税務署のほうに出向いております。

その結果、本町の給食費の無料化の場合は、一応所得としましては一時所得に該当するというふうな御回答をいただきました。

一時所得といいますのは、臨時、あるいは偶発的なもので対価性のない所得というものを指すわけでございますが、給食費の助成金について申告が必要かどうかということにつきましては、一時所得というのは坂井議員も御承知のとおり、50万円の特別控除がございます。したがいまして、給食費の無料化に係る助成額だけでは一時所得での申告は必要ないというふうな見解をいただいております。

ただ、この一時所得でありますけれども、給食費助成のほかにも一時所得として所得がある方もおられるかもわかりませんので、これにつきましてはPTA、あるいは育友会の各区の給食費徴収委員さんあたりに対しても、説明会の折には一応所得税の関連について説明を図って周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇西原好文議長

坂井議員よろしいでしょうか。

〇坂井正隆議員

はい。

〇西原好文議長

次に、坂井環境課長より報告を求めます。坂井環境課長。

〇環境課長(坂井武司)

3月14日の予算特別委員会で審議していただきました平成29年度当初予算、江北町下水道 事業特別会計の款2.下水道事業、項1.公共下水道費、目1.下水道新設改良費の15.工 事請負費の内容で、流量調整槽設置工事の質疑を受け、答弁内容の一部に修正がありました ので、この場をおかりして再度説明させていただきます。

東分中継ポンプ場の能力が「汚水処理能力6系列に対応した圧送ポンプによる送水」と説明しておりましたが、「4系列」で整備されておりましたので、ここで訂正し、おわび申し上げます。

今回の流量調整槽設置は、平成25年3月に下水道事業全体計画の見直しにより、汚水処理計画人口及び計画汚水量が縮小したことに伴い、汚水処理能力を6系列から4系列へと変更し、あわせて流量調整槽の設置を追加することで、平成26年3月に事業計画の変更協議申請を行い承認をいただいております。流量調整槽は、その時点で設置する計画であり、不明水調査との関係はありません。流量調整槽設置の必要性としては、当初計画していた汚水処理能力を縮小したことにより、汚水流入ピーク時の夕方から21時ごろにかけて、八町東分中継ポンプ場から圧送される流入汚水の負荷変動を緩和するため流量調整槽を設置し、超過分を貯留、調整することで安定した汚水処理の確保を図るものでございます。

平成25年3月の全体計画の見直しや平成26年3月の事業計画の変更時に議員への説明がなされたのか定かではありませんでしたが、今後、計画の見直し等がある場合は例会等にて説明させていただく所存でございます。

それから、平成29年度江北町一般会計・特別会計歳入歳出予算事項別明細書の278ページ の平成29年度江北町水道事業特別会計予定貸借対照表中、資産の部の土地について、浄水場 のほかに遊休地があるのかとの御質問でございましたが、ほかに遊休地はございません。 以上です。

〇西原好文議長

井上議員、よろしいでしょうか。

〇井上敏文議員

はい、了解しました。

〇西原好文議長

それから、14日火曜日の予算特別委員会、議案第20号の審議の折、井上議員より資料の提 出依頼がなされておりました件につきましては、全議員のお手元に配付しておりますので御 了解願います。

それでは、会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま議案第21号及び諮問第1号、第2号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号及び諮問第1号、第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第21号及び諮問第1号、第2号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。三溝局長。

〇議会事務局長(三溝秀行)

(朗読省略)

〇西原好文議長

朗読が終わりましたので、議案第21号及び諮問第1号、諮問第2号の提案理由の説明を求めます。山田町長。

〇町長 (山田恭輔)

今回、追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第21号 教育長の任命についてであります。

平成20年10月から8年半にわたり教育長をお務めいただいております赤坂教育長が、今回 平成29年3月31日をもって退任をされることになりました。これに伴い、平成29年4月1日 から熊崎知行氏を新たな教育長として任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関 する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

熊﨑氏は、昭和54年3月に九州大学理学部数学科を卒業後、佐賀県内の高等学校の数学教 諭、県教職員課人事主幹、県内の高等学校校長などを歴任され、現在は佐賀県副教育長を務 められております。経歴の詳細については、別紙履歴書をごらんいただきたいと思います。

なお、熊崎氏の任期につきましては、新制度によりまして、基本的には3年ということになっておりますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定によりまして、補欠の教育長は、前任の教育長の残任期間ということになっております。ついては、新教育長の任期は平成31年10月1日までということになりますので、あわせて補足説明をさせていただきます。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員法第3条の規定による人権擁護委員のうち、橋本聖子委員の任期が本年6月 30日に満了することに伴い、同委員を委員候補として再推薦したいので、同法第6条第3項 の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、経歴の詳細は別紙履歴書をごらんください。

最後に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

重ねて御説明申し上げますが、人権擁護委員法第3条の規定による人権擁護委員のうち、 1名の委員が辞職をされたことに伴い、欠員が生じておりますので、新たに相原守氏を委員 候補者として推薦をしたいと思っており、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求 めるものであります。

なお、経歴の詳細は別紙履歴書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

〇西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりましたので、議事日程により、逐次、議案の審議に入ります。

日程第1 委員長報告

〇西原好文議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期3日目に各委員会に付託いたしました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。 総務常任委員長三苫紀美子君。

〇三苫紀美子総務常任委員長

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

平成29年3月定例議会会期3日目の3月9日、私たち総務常任委員会付託諸事件について、

会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第2号 江北町犯罪被害者等支援条例、議案第3号 江北町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第4号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 江北町税条例の一部を改正する条例、議案第6号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第7号 江北町子育で支援条例の一部を改正する条例、議案第8号 江北町相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例、議案第10号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第8号)、歳入全部と歳出のうち、款1.議会費、款2.総務費、ただし、項1.総務管理費の目5.企画費の区分4、ふるさと納税推進事業を除く。款3.衛生費のうち、項1.保健衛生費の目1.保健衛生総務費、目2.予防費、目5.保健施設費、款9.消防費、款10.教育費、款12.公債費、議案第12号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)、議案第13号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

以上の付託事件について、3月15日、16日の2日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答による慎重審査の結果、全員賛成で可決したことを委員長報告といたします。

なお、委員会付託2日目に議案第8号 江北町相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止 する条例案件について、現地を視察し説明を受けました。「うるる」利用者の連絡通路の安 全性と利便性を全員で確認したことを申し添えます。

以上です。

〇西原好文議長

産業常任委員長田中宏之君。

〇田中宏之産業常任委員長

それでは、産業常任委員会の報告をいたします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月9日、私たち産業常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

議案第9号 土地の取得について、議案第10号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第8号)、歳出のうち、款2.総務費のうち、項1.総務管理費の目5.企画費の区分4、ふるさと納税推進事業費、款4.衛生費のうち、項1.保健衛生費の目3.環境衛生費、項2.清掃費、款6.農林水産業費、款7.商工費、款8.土木費、款11.災害復旧費、議案

第11号 平成28年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)、 議案第14号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第5号)。

以上の付託事件について、3月15日、16日の2日間において、全委員出席のもと、執行部からの各関係職員の出席を求め、詳細なる説明を受け、質疑応答を経て慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、委員会2日目には各関係各課に案内してもらい、今議会に提出されているみんなの 公園予定地、公共下水道の調整タンク、いわゆる流量調整槽設置場所等の現地視察も行い、 詳しい説明を受けました。

以上、委員長報告を終わります。

〇西原好文議長

予算特別委員長三苫紀美子君。

〇三苫紀美子予算特別委員長

予算特別委員会の報告をいたします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月9日、私たち予算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第15号 平成29年度江北町一般会計予算、議案第16号 平成29年度江北町 無資力臨鉱ポンプ維持管理事業特別会計予算、議案第17号 平成29年度江北町国民健康保険 事業特別会計予算、議案第18号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19 号 平成29年度江北町水道事業特別会計予算、議案第20号 平成29年度江北町下水道事業特別会計予算。

以上の付託事件について、3月10日、13日、14日の3日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答による慎重審査の結果、議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第19号については、賛成多数により認定すべきものと決し、また、議案第16号、議案第20号については、原案どおり異議なく全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、委員長報告といたします。

〇西原好文議長

各委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。質疑の方 ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

では、本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第2号

〇西原好文議長

日程第2. 議案第2号 江北町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第2号 江北町犯罪被害者等支援条例は、原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第3号

〇西原好文議長

日程第3. 議案第3号 江北町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。よって、議案第3号 江北町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第4号

〇西原好文議長

日程第4. 議案第4号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第4号 江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第5号

〇西原好文議長

日程第5. 議案第5号 江北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第5号 江北町税条例の一部を改正する条例は、原案 どおり可決と決しました。

日程第6 議案第6号

〇西原好文議長

日程第6.議案第6号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。8番土渕君。

〇土渕茂勝議員

土渕茂勝です。江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

今回の値上げ案は、医療分を10%引き上げるもので、およそ1,500万円の増収を図るとしております。その結果、所得ゼロ円で1人世帯年間2,400円の負担増、所得200万円4人世帯では、年間3万1千円の負担増となります。引き上げの理由は、国保会計の赤字ということですが、その責任は町民にはありません。国が負担分を減らしてきたことが最大の要因となっております。当初、国は医療分の45%を負担しておりましたが、今ではおよそ24%にまで引き下げております。そのしわ寄せが国保税値上げとなって町民を苦しめております。そういう中で、国保税を払えない人が出てきて、本来の保険証をもらえないで資格証や短期保険証で十分な医療が受けられないこと。払えないからといって、預金や財産の差し押さえが行われるという異常な事態となっております。

こうした中、赤字分を一般会計から繰り入れて負担増を抑える市や町の努力が県内でも行われています。

今回、江北町の国保審議会でも一般財源からの繰り入れは必要との答申も出されました。 江北町では、この15年間に今回も入れて4回もの引き上げになっております。それでも一般 会計からの繰り入れは行われておりません。町の本来の仕事は、住民の健康と福祉の向上に あります。町の財政状況を見れば、毎年財政調整基金や減債基金等に多額の金額がためこま れて、この2つだけでも18億円を超える金額になっております。その一部を国保会計に繰り 入れれば今回の10%引き上げ分、およそ1,500万円は十分に賄うことができるし、国保税の 引き下げも可能です。

根本的には、国の負担割合をもとに戻すことですが、行政として国に強く働きかけること を求めて反対理由といたします。

〇西原好文議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。 9番池田君。

〇池田和幸議員

それでは、議案第6号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、いざというときに安心して医療を受けることができるように、加入者の皆さんそれぞれが税金を出し合い、みんなで助け合う制度であると思います。江北町の国民健康保険の財政状況については、執行部より説明があったとおり、平成27年度末現在で4,749万円の赤字であり、今後もさらに国保加入者の高齢化や医療の高度化、新薬の開発等により医療費の増加が予想されます。また、平成30年度からの国保広域化により累積赤字の解消も必要であります。

以上のことから、国保運営協議会の答申に基づく今回の税率改定はやむを得ないとして、 本議案に賛成するものです。

なお、町におきましては、国民健康保険事業の安定かつ健全な運営を図るべき医療費の抑制にさらに努めていただくことをお願いして、賛成討論といたします。

〇西原好文議長

ほかに討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立多数であります。よって、議案第6号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例は原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第7号

〇西原好文議長

日程第7. 議案第7号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。 討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第7号 江北町子育て支援条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第8号

〇西原好文議長

日程第8. 議案第8号 江北町相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第8号 江北町相撲場の設置及び管理に関する条例を 廃止する条例は、原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第9号

〇西原好文議長

日程第9. 議案第9号 土地の取得についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第9号 土地の取得については原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第10号

〇西原好文議長

日程第10. 議案第10号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第10号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第8号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第11 議案第11号

〇西原好文議長

日程第11. 議案第11号 平成28年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第11号 平成28年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第12 議案第12号

〇西原好文議長

日程第12. 議案第12号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第12号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第5号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第13 議案第13号

〇西原好文議長

日程第13. 議案第13号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を 議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第13号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第14 議案第14号

〇西原好文議長

日程第14. 議案第14号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題 といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第14号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予 算(第5号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第15 議案第15号

〇西原好文議長

日程第15. 議案第15号 平成29年度江北町一般会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第15号 平成29年度江北町一般会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第16 議案第16号

〇西原好文議長

日程第16. 議案第16号 平成29年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算 を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第16号 平成29年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算は原案どおり可決と決しました。

日程第17 議案第17号

〇西原好文議長

日程第17. 議案第17号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第17号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計 予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第18 議案第18号

〇西原好文議長

日程第18. 議案第18号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。8番土渕君。

〇土渕茂勝議員

江北町後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

2008年4月1日から始まった後期高齢者医療制度は、ことしの4月1日で10年目を迎えております。この制度は、75歳からの高齢者を家族から夫婦ばらばらにする世界に類を見ない制度で、負担増と差別医療を押しつける制度として、まるでうば捨て山だとの怒りの世論の中で導入されました。その中で設けざるを得なかったのが保険料の特例軽減であり、最大7割の軽減措置をさらに最大9割まで軽減してきました。

政府は、この特例をこの4月1日から段階的に削減し、廃止するとしています。その結果、 2倍から10倍にはね上がる人が出てくるというひどいものです。町内では、224名が対象と なり、そのうち負担増が1人当たり年間平均で2,600円ふえる方が106名、1人当たり年間平 均で1万400円ふえる方が118名に上ります。

このような負担増と医療抑制となる特例軽減の廃止を撤回するとともに、後期高齢者保険制度は廃止し、老人保健制度に戻し、保険料窓口負担の軽減や差別医療をなくすことを求めて反対をいたします。

〇西原好文議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。 9番池田君。

〇池田和幸議員

それでは、議案第18号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の 立場で討論いたします。

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度については、平成20年度の制度発足以来、所

得の低い方の保険料を特例により最大9割の軽減措置がとられ実施されてきました。

先ほど反対討論の中で、この制度は夫婦ばらばら、うば捨て山などとの発言は大変失礼な 発言ではなかったかと思います。

しかしながら、近年、高齢化が進んでいることに伴い医療費もふえ続けており、今後この 制度を維持するためにも、国のほうでは所得に応じて段階的に本来の規定に戻すことが決定 されております。

これに基づき、本町においても国の制度に準じて、佐賀県後期高齢者医療広域連合が賦課を決定した保険料を町が被保険者の方から徴収し、広域連合に納入するものであり、今回上程されました本特別会計予算については、後期高齢者医療制度を維持するためにも必要であると考えます。

以上により、議案第18号 平成29年度後期高齢者医療特別会計について、賛成討論とさせていただきます。

〇西原好文議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立多数であります。よって、議案第18号 平成29年度江北町後期高齢者医療特別会計予算は原案どおり可決と決しました。

日程第19 議案第19号

〇西原好文議長

日程第19. 議案第19号 平成29年度江北町水道事業特別会計予算を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立多数であります。よって、議案第19号 平成29年度江北町水道事業特別会計予算は原 案どおり可決と決しました。

日程第20 議案第20号

〇西原好文議長

日程第20. 議案第20号 平成29年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第20号 平成29年度江北町下水道事業特別会計予算は、 原案どおり可決と決しました。

日程第21 議案第21号

〇西原好文議長

日程第21. 議案第21号 教育長の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第21号 教育長の任命については、同意することに決 しました。

議案第21号 教育長の任命についての審議が終わりましたので、熊﨑知行氏の入場を求めます。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時15分 休憩午後2時16分 再開

〇西原好文議長

再開いたします。

ただいま教育長の任命について議会の同意を得ましたので、熊崎知行氏の御挨拶をお願い いたします。

〇熊﨑知行(教育長として選任・同意)

皆さんこんにちは。ただいま江北町教育委員会教育長の承認を議会からいただきました。 南郷生まれ、土元経由、東分育ちの熊﨑と申します。ことし県のほうを退職するということ で、60歳ということになりますが、大学とそれから海外勤務の分を除けば通年で52年間江北 町に住んでいました。ただ、もともと高校の教員でございましたので、勤務そのものは江北 町ではできなかったです。

今回、こういう貴重な機会をいただきましたので、これまで住んでいた江北町に何がしかの貢献ができればというふうに思って、この職を引き受けた次第です。どういうことができるかまだわかりませんが、精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞ皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第22 諮問第1号

〇西原好文議長

日程第22. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、同意 することに決しました。

日程第23 諮問第2号

〇西原好文議長

日程第23. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇西原好文議長

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、同意 することに決しました。 皆さんに報告いたします。陳情書等が提出されております。内容につきましては、お手元 に配付しております文書のとおりでございます。

これをもって、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて平成29年第2回江北町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇西原好文議長

異議なしと認めます。よって、平成29年第2回江北町議会定例会を閉会いたします。

午後2時18分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月17日

議 長 西原好文

会議録署名議員 井上 敏 文

会議録署名議員 坂 井 正 隆

会議録署名議員 三 苫 紀美子

局 長 三 溝 秀 行

書 記 永尾 史子